

令和5年5月2日

保護者の皆様

多摩市立多摩第二小学校
校長 井戸 しのぶ

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より、学校での教育活動における新型コロナウイルス感染拡大の防止について、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

すでに報道等でご存知の通り、新型コロナウイルス感染症は5月8日以降5類感染症へ移行されます。それに伴い、5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について、文部科学省からの通知及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、多摩市における対応についての通知がありましたのでお知らせいたします。

現在、市内小学校での感染状況は落ち着いており、今後は5類感染症への移行を踏まえ、感染が落ち着いている平時には、手洗いや換気等の基本的な感染症対策を継続し、感染流行時には一時的に活動場面に応じた対策を講じるなど、感染状況に応じた対応が重要となります。

下記の対応についての保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。なお、今後の感染状況によっては、対応が変わる場合があります。その場合は別途連絡させていただきます。

記

1 基本的な考え方

- 感染が落ち着いている平時においては、換気や手洗いといった日常的な対応を基本とします。
- 感染流行時には、平時の感染症対策に加え、一時的に活動場面に応じた対策を講じます。

2 平時の感染症対策

(1) 家庭との連携による児童・生徒の健康状態の把握

- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせずに自宅で休養するようお願いいたします。

(2) 適切な換気の確保

- 気候上、可能な限り常時換気を行います。
 - ・常時換気が難しい場合、30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にします。
 - ・エアコンを使用する場合にも換気を行います。
 - ・冬季においては、室温低下による健康被害が生じないように配慮します。

(3) 手洗い等の手指衛生

- 登校時や外から教室等に入る時、トイレの後、給食の前後など、こまめに手を洗うようにします。
 - ・手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用います。
 - ・手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとし、共用はしないよう指導します。

(4) 咳エチケットの指導

- 咳・くしゃみをする際は、ティッシュ・ハンカチや、袖、肘の内側などで口や鼻を押さえるよう指導します。

(5) マスクの取扱い

○児童及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とします。

- ・マスクの着脱を強いることがないようにします。
- ・マスクの着用の有無による差別・偏見等が生じないように指導します。
- ・混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合などでは、マスクの着用を推奨します。

(6) 給食等の食事をとる場面

○食事の前後に手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては飛沫を飛ばさないよう指導します。

- ・児童が配膳を行う際は、衛生上の配慮から給食の白衣やマスクの着用などを行います。
- ・喫食時は、食事のマナーとして、口に食べ物が入った状態で会話をしないよう指導します。
- ・座席配置は、児童の喫食の向きや間隔に一律にこだわるのではなく、換気を組み合わせることなどにより、感染状況等に応じて柔軟に対応します。

(7) 清掃

○児童による清掃活動により、清潔な空間を保ちます。

- ・清掃を行う際は、換気を十分に行うとともに、清掃用具の使用前後に手洗いをを行います。

(8) 抵抗力を高めること

○「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」を心掛けるよう指導します。ご協力をお願いします。

3 感染流行時の対策

(1) 各教科等

活動場面に応じて、一時的に次の措置を講じて対応します。

○教職員はマスクを着用し、児童に着用を促します。(強制はしません。)

○「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えるよう指導します。

○触れ合わない程度の身体的距離を確保した上で学習活動を行います。

【感染リスクが比較的高い学習活動】

- ・対面形式となるグループワーク等
- ・一斉に大きな声で話す活動
- ・グループで行う実験や観察
- ・合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏
- ・グループで行う調理実習
- ・組み合ったり接触したりする運動
- ・共同制作等の表現や鑑賞の活動

(2) その他の活動

以下の活動においても、一時的に前記「(1) 各教科等」の対策を講じるとともに、実施内容や方法等を工夫して実施します。その際、保護者の皆様に丁寧な説明・情報発信を行うようにします。

①学校行事（儀式的行事、体育的行事や文化的行事、遠足・集団宿泊的行事等の企画・実施）

②給食等の食事をとる場面（児童による配膳時や喫食時）

4 その他

(1) 児童・生徒の感染が判明した場合

○学校保健法に基づき「出席停止」とします。

- ・出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。なお、登校に際して、学校に陰性証明等を提出する必要はありません。
- ・5月8日以降、濃厚接触者の特定が行われません。家族内に感染者がいても児童は出席停止とはなりません。

(2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

○児童の様子やご家庭の事情等により判断が異なりますので、学校までご相談ください。

(3) 学校内で感染が広がった場合

○校内で感染が広がっている場合は、学校と校医、多摩市教育委員会で協議の上、必要な範囲、期間において臨時休業の対応を行います。

- ・学級閉鎖の期間としては、5日程度（土日、祝日を含む）を目安に、感染状況や児童への影響等を踏まえ、判断します。

【問合せ先】

多摩市立多摩第二小学校

副校長 丸山 雅孝

電話 042-375-7051